

パワーボートについての調査結果

1 パワーボートについて

- パワーボートはアメリカ東海岸（マイアミ周辺）で盛んなマリンスポーツである。日本では、芦ノ湖や小豆島でパワーボートレースが開催されている。
- パワーボートは高速で航行するために出力の大きなエンジンを搭載し、最高速度は 200 km/h を超える場合もある。エンジンの排気効率を上げるために、船内外機の排気が空中排気となっており、エンジン音が非常に大きい。



外 観



排気口の外観

- パワーボートといわれる高馬力（700～800 馬力）の船舶とスポーツボートといわれる空中排気の船内外機船（400～500 馬力）の二種類について、排気音が大きく苦情の対象になりがちなモーターボートである。

なお、高馬力のパワーボートのエンジンはレース向けに作られており、2 時間故障せずに航行できればよいように作られているため、長時間の使用には耐えられないとのこと。

- 船舶によっては、空中排気と水中排気を切り替えることができるサイレントチョイスというシステムが搭載されているものがあり、マリナーへ出入りする際にはエンジン音を控えるために水中排気に切り替え、沖合に出てから空中排気に切り替えることができる。

しかし、サイレントチョイスが搭載されていない船舶に当該システムを取り付ける場合には、部品費 30～40 万円＋取付け工賃がかかる。

2 現状

- ヒアリングの結果、琵琶湖では夏季の週末を中心にパワーボート、スポーツボートが航行していると考えられる。その中で特にエンジンの出力が大きい 700～800 馬力のパワーボートについて、騒音の苦情が出ていると考えられる。また、近江舞子などでは、スポーツボートがあえて大きな音を出す運転を行っている例がある。
- 琵琶湖において、パワーボートの利用者がよく利用している水域は、近江舞子周辺、青柳浜周辺であると思われる。
- 保管マリナーにおいては、出港・帰港の際には水中排気へ切り替えてもらうように依頼したり、桟橋に係留する際は、船尾を沖側に向けるとともに、湖岸付近ではむやみにエンジンの回転数を上げないようにお願いしている。

3 騒音についての関係法令等

- 裏面のとおり

4 今後の対応案

- 所有者や利用者へ湖岸近くでは静かに走るよう呼びかけるとともに、保管マリナーの協力を得て、啓発を実施。

課題：湖岸からどれくらいの距離で静かに走るよう呼びかけるか。

騒音についての関係法令等（抜粋）

1 騒音規制法

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

2 環境基本法

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

□騒音に係る環境基準について（環境省告示）

- 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。
→社会福祉施設、住居、商業施設、工業施設等の地域の用途に応じて、類型を当てはめる。

□航空機騒音に係る環境基準について（環境省告示）

□新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（環境省告示）

3 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

（プレジャーボートの操船者等の遵守事項）

第 17 条 プレジャーボートの操船者は、琵琶湖岸においてプレジャーボートの機関の回転数をみだりに増加させ著しく他人に迷惑を及ぼすこととなるような騒音を生じさせてはならない。

- プレジャーボートの操船者は、琵琶湖岸付近においてプレジャーボートを航行させるときは、当該プレジャーボートの航行により発生する騒音等によって他のレジャー利用者等に著しく迷惑を及ぼすことがないように、速力を減ずる等必要な措置を講じなければならない。

4 滋賀県琵琶湖等水上安全条例

（動力船の操船者の守るべき事項）

第 9 条 動力船の操船者は、正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、動力船を急に発進させ、もしくはその速力を急激に増加させ、または動力船の原動機の動力をプロペラ等に伝達させないで原動機の回転数を増加させてはならない。

5 滋賀県公害防止条例

（拡声機の使用の制限）

第 47 条 何人も、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であつて規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

6 拡声機による暴騒音の規制に関する条例

（拡声機による暴騒音の禁止）

第 3 条 何人も、拡声機を使用して、別表の左欄に掲げる拡声機の使用の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める測定地点において測定し、または測定したものとした場合における音量が 85 デシベルを超える音（以下「暴騒音」という。）を生じさせてはならない。

拡声機の使用の区分	測定地点
権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用	当該拡声機を使用している敷地の外であり、かつ、当該拡声機から10メートル以上離れた地点
権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用以外の使用	当該拡声機から10メートル以上離れた地点